三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡生坂村九七一七の一・九七一七のイ・九七一七のロ（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九七一一の口、九七一二の三、九七一二の五、九七一三の一、九七一四、九七一五の一から九七一五の三まで、九七一六のイ、九七一六のロの一、九七一六のロの二、九七一八、九七一九、九七二〇のイ、九七二〇のロ、九七二一、九七二二、九七二三の一、九七二三のロ、九七二七の一、九七二七の二、九七二八の一、九七二八の二、九七二九の一、九七二九の三、九七三〇から九七三八まで、九七四〇、九七四一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
生坂村九七一九（次の図に示す部分に限る。）、九七一三の一、九七二九の一、九七二九の三、九七三一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村四徳九四一の一、九四二の五、一二八二の三六、一二八二の九三、一二八二の九七、一二八二の一〇三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県長野市戸隠祖山字坪山二四三〇の二、二四三一の一、字向畑二五一七、二五二二の一、二五二二の二、二五二四の二、字長原二五二五の一から二五二五の三まで、二五四九、二五五〇、二五五二の一、二五七五二の二、二五七五三、二五七五五の一、二五七五六、二五七七〇の一、二五七八の一、字下峠二六六八の一、二六七九の一、字原二六八一、二七〇四の一、二七〇四の二、二七〇六の一、二七〇七の二、二七〇九の一、二七〇九の二、二七一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草四二五四、四二五五、四二六〇、四二六二、四二六四から四二六七まで、四二六八の一、四二六九、四二七〇、四二七二、四二八四から四二八七まで、四二八八の一、四二八八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県西津軽郡鰺ヶ沢町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市安曇四一四四の八〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡喬木村一六一五九の二九、一六一五九の三〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため